

滋賀県公安委員会定例会議会議録等

第1 日時

令和4年3月9日（水）午後1時30分～午後4時15分

第2 出席者

1 公安委員会

高橋委員長、北村委員、大塚委員

2 県警察

鶴代本部長、森脇警務部長、笹井生活安全部長、時田刑事部長、寺堀交通部長、野村警備部長、田中首席監察官、高山学校長、溝口情報通信部長

第3 議事の概要

1 協議事項

銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正に伴う関係規定の一部改正（案）について

笹井生活安全部長から、銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正に伴う関係規定の一部改正（案）について説明があり、協議の上、原案のとおり決裁した。その際、北村委員から「問題となったクロスボウを適切に管理するための改正である。的確な運用をお願いする。」、高橋委員長から「社会問題となっているものなので的確に管理をお願いする。」旨の発言があった。

2 報告事項

なし

第4 個別報告・決裁関係

1 報告事項

首席監察官から警察活動の課題等について報告があった。

2 決裁関係

(1) 運転免許行政処分について

警察から、運転免許取消対象事案等について、事案の内容及び意見聴取並びに聴聞の結果の報告を受け、協議の結果、10件について行政処分を決定した。

(2) 公安委員会に対する苦情の申出の受理について

警察から、公安委員会に対する苦情の申出の受理について報告があり、これを了承した。

(3) 公安委員会に対する苦情の申出に係る処理結果について

警察から、公安委員会に対する苦情の申出に係る処理結果について報告があり、これを了承した。

(4) 公安委員会に対する苦情の申出に係る回答について

警察から、公安委員会に対する苦情の申出に係る回答について説明があり、協議の上、原案のとおり決裁した。

(5) 公安委員会表彰の上申について

警察から、公安委員会表彰の上申について説明があり、協議の上、原案のとおり決裁した。

(6) 銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正に伴う関係規定の一部改正について

警察から、銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正に伴う関係規定の一部改正について説明があり、協議の上、原案のとおり決裁した。

(7) 行進及び集団示威運動の許可申請取扱状況について

警察から、行進及び集団示威運動の許可申請取扱状況について報告があり、これを了承した。

このページについてのお問い合わせ
滋賀県警察本部警務部総務課公安委員会補佐室
電話：077-522-1231